

「元安川オープンカフェ」  
営業に関する申し合せ事項  
(案)

「元安川オープンカフェ」出店者  
水の都ひろしま推進協議会

「元安川オープンカフェ」  
営業に関する申し合せ事項

目 次

第1章 総則	1
第1条 目的	1
第2条 適用範囲	1
第3条 出店者と推進協議会の相互協力	1
第4条 行事等への参加・協力	1
第5条 地域との連携	1
第6条 事業協賛金	1
第7条 水辺のコンサートへの協賛	1
第2章 営業	1
第8条 営業方針	1
第9条 営業時間及び休業日	2
第10条 営業形態	2
第11条 料金の明示	2
第12条 水辺の雰囲気づくり	2
第13条 店舗名の変更	2
第14条 広告の掲出	2
第15条 環境への配慮と公共空間の適正管理	2
第16条 関係官庁への申請および勧告等	2
第17条 苦情処理	2
第3章 従業員	3
第18条 従業員の指導・監督の義務	3
第19条 保健衛生	3
第20条 禁止行為	3
第4章 店舗等	3
第21条 区域の厳守	3
第22条 広場区域及び交流ゾーン区域の利用	3
第23条 施設及び商品の保全	3
第24条 清掃及び塵芥、厨芥等の処理	3
第25条 防虫・防鼠対策	3
第26条 広場区域及び交流ゾーン区域の利活用・維持管理	4
第5章 保安・防災	4
第27条 金銭及び物品管理	4
第28条 非常時の連絡先	4
第29条 火元責任者の届出	4
第30条 火災発生時等の措置	4
第31条 安全管理	4
第6章 施設・工事	4
第32条 店舗内工事	4
第33条 工事保全	4
第34条 建物・付帯設備等の管理	4
第35条 造作・諸設備等の監査	4
第7章 雑則	5
第36条 評価に関する協力	5
第37条 協議等	5
附 則	5

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この申し合せは、水の都ひろしま推進協議会（以下「推進協議会」という。）が主催する「元安川オープンカフェ」事業（以下「当事業」という。）で営業する者（以下「出店者」という。）の営業および施設管理に必要な事項を定めることにより、当事業の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第 2 条 当事業における営業および施設の管理については、関係法令、当事業に係る出店契約等によるほか、この申し合せの定めるところによる。

### (出店者と推進協議会の相互協力)

第 3 条 出店者と推進協議会は、「元安川オープンカフェ」全体の魅力向上のため相互に協力するものとする。

### (行事等への参加・協力)

第 4 条 出店者は、推進協議会および関係官公庁等が主催する共同宣伝、統一催事等の諸行事には積極的に参加し、その運営に協力するものとする。

- 2 出店者は、広島市が行う観光事業（トラベルパルへの認定申込やおもてなしパス優待施設への登録、各種パンフレットの設置等）への協力を行うこととする。
- 3 出店者は、原爆ドーム対岸親水テラスで行われる水辺のコンサートに協賛するものとする。

### (地域との連携)

第 5 条 出店者は、催事等を実施する際には地域住民・企業との連携に配慮し、また、地域が行う催事等に積極的に協力、参加するものとする。

- 2 出店者は、推進協議会が設置する「元安川オープンカフェ」連絡協議会に参加し、情報交換を行いながら適正な運営を図るものとする。

### (事業協賛金)

第 6 条 推進協議会は、「元安川オープンカフェ」を継続するために必要な周辺環境整備に係る経費の一部として、出店者から事業協賛金を徴収するものとする。

- 2 前項の事業協賛金の額は、店舗本体の占有部分については 1 m<sup>2</sup>当り 13,200 円/年、広場区域や交流ゾーン区域については 1 m<sup>2</sup>当り 2,640 円/年とし、これを基に契約期間分の納付額を算出するものとする。

### (水辺のコンサートへの協賛)

第 7 条 出店者は、原爆ドーム対岸親水テラスで推進協議会が主催する「水辺のコンサート」へ協賛することとする。水辺のコンサート協賛金の額は、〔提案額〕円/年とし、推進協議会からの請求によって納めることとする。

## 第 2 章 営業

### (営業方針)

第 8 条 出店者は、平和記念公園の来訪者に潤いと安らぎを感じられる質の高い空間として「元安川オープンカフェ」を提案することとする。

- 2 「元安川オープンカフェ」全体の魅力向上のために、次の各号に掲げる事項を厳守するものとする。
  - (1) 提供メニュー、接客サービス等については、常に向上に努めること
  - (2) 推進協議会及び地域住民・企業に迷惑を及ぼすような営業活動をしないうこと
  - (3) その他営業について、推進協議会の指示に従うこと

(営業時間及び休業日)

第9条 原則として、午前7時から午後10時30分までの範囲とする。

ただし、フラワーフェスティバルやトリミネーションのイベント、行事等が開催される期間における営業時間の延長については、「元安川オープンカフェ」連絡協議会と協議のうえ、別途定める。

- 2 休業日は特に限定しないが、設定した営業時間又は休業日を変更しようとする場合は、推進協議会に申し出て了解を得るものとする。
- 3 やむを得ない事由により連続して休業しようとする場合には、事前にその期間と事由を推進協議会に申し出て了解を得るものとする。

(営業形態)

第10条 出店者募集時に出店者が応募書類で示したコンセプト、主要提供品目は原則として変更できないものとする。ここでいう店舗のコンセプトと主要提供品目とは次のとおりとする。

店舗名	コンセプト	主要提供品目

- 2 特別の事由によりやむを得ず前項のコンセプト、主要提供品目を変更する場合は、事前に推進協議会に申し出て了解を得るものとする。
- 3 出店者は、営業形態が不適切であるとして推進協議会から是正の勧告を受けたときは、速やかにこれに従うものとする。

(料金の明示)

第11条 飲食料金を顧客の見やすい場所に明示するものとする。

- 2 当日の原材料の価格によって料金を変更する品目については当日の料金を、複数の料金体系がある品目についてはそれぞれの料金を明示するものとする。

(水辺の雰囲気づくり)

第12条 出店者が、水辺の雰囲気づくりを目的に音楽演奏等の催事を行おうとする場合は、事前に推進協議会に申し出て了解を得るものとする。

- 2 前項により推進協議会の了解を受けた催事であっても、著しく河岸緑地の一般利用を妨げ、または周辺住民に迷惑を及ぼす恐れがあると判断された場合には、推進協議会はこれを中止させることができる。

(店舗名の変更)

第13条 店舗名を変更する場合は、事前に推進協議会に申し出て了解を得るものとする。

(広告の掲出)

第14条 店舗外の区域において、店舗に関する広告・看板類の掲出、その他これに類する行為を行う場合は、事前に推進協議会に申し出て了解を得るものとする。

(環境への配慮と公共空間の適正管理)

第15条 営業にあたっては、推進協議会が別に示す『「元安川オープンカフェ」出店者実績評価要領』に掲げる項目に従い、騒音対策などの周辺環境に対する十分な配慮と、後片付けなど公共空間としての適正な管理に努めるものとする。

- 2 区域周辺には慰霊碑等があることから、周辺環境には注意することとし、特に8月6日(平和記念日)前後の時期には、参拝の支障がないよう、通路を確保し、パーテーションや植林を設けるなどの配慮を行うこととする。

(関係官庁への申請及び勧告等)

第16条 出店者及び推進協議会は、関係法令に基づき関係官庁などへの申請、届出等の義務が生じた場合は、その義務を履行しなければならない。また、出店者は、関係官庁より勧告・指示等を受けた場合は、速やかに処置し、推進協議会に報告するものとする。

(苦情処理)

第17条 出店者は、提供品目、接客サービス、周辺環境への配慮、公共空間の管理等の事項(以下「提

供品目等の事項」という。)について顧客又は河岸緑地の一般利用者より苦情を受けた場合は、誠意を持って速やかに解決し、推進協議会に報告するものとする。

- 2 推進協議会は、出店者の提供品目等の事項について顧客又は河岸緑地の一般利用者より苦情を受けた場合、出店者に直ちに処理および改善を指示するものとする。また、出店者はその指示に従い誠意をもって遅滞なく処理し、その結果について推進協議会に報告するものとする。
- 3 出店者は、顧客又は河岸緑地の一般利用者より、当事業全体についての苦情を受けた場合は、速やかに内容を推進協議会に報告するものとする。

## 第3章 従業員

(従業員の指導・監督の義務)

第18条 出店者は、各従業員および出入り業者に対して、この申し合せを遵守するよう指導監督するものとする。

(保健衛生)

第19条 出店者は従業員の保健衛生に留意し、定期健康診断の実施など必要な措置に努めるものとする。なお、店舗については所轄保健所の指導もあわせて遵守し、その結果を推進協議会に報告するものとする。

- 2 従業員に法定伝染病若しくはその疑似患者が発生した場合、又は顧客に提供品目が原因と疑われる食中毒患者若しくはその疑似患者が発生した場合は、速やかに推進協議会に報告するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(禁止行為)

第20条 出店者は、河岸緑地内において従業員に次の各事項の行為をさせてはならない。

- (1) 宗教活動、政治活動
- (2) 労働争議、募金・署名運動および勧誘行為
- (3) 器物の損壊および汚損行為
- (4) その他、顧客等に迷惑をおよぼす行為

## 第4章 店舗等

(区域の厳守)

第21条 出店者は、定められた区域を厳守し、商品、備品等を区域外に陳列または放置してはならない。ただし、可動式のものに限り、園路幅員2m以上を確保した上で、推進協議会と協議の上、河岸緑地管理者が占用を認める部分に限り、区域外へ設置することができることとする。

(広場区域及び交流ゾーン区域の利用)

第22条 出店者は、河岸緑地の一般利用者が区画内の広場区域及び交流ゾーン区域を休憩等に利用することを拒むことはできないものとする。

(施設及び商品の保全)

第23条 店舗の施設・什器・備品・商品等については、出店者の責任において管理するものとする。また、万一盗難、損傷等の被害を受けたときは、速やかに推進協議会に報告するものとする。

(清掃及び塵芥、厨芥等の処理)

第24条 店舗の清掃については、出店者の責任において常時実施するとともに、出店者は、店舗より発生した塵芥、厨芥等の不用品を適正に処理するものとする。

(防虫・防鼠対策)

第25条 出店者が独自に行う防虫・防鼠対策については、使用する薬剤、消毒作業の日時・内容等を事前に推進協議会に申し出て了解を得るものとする。

(広場区域及び交流ゾーン区域の利活用・維持管理)

第26条 広場区域及び交流ゾーン区域は、河岸緑地の一般利用者が休憩できる公共空間であることを留意した上で利活用するとともに、テーブル、椅子は一般利用者が利用できる旨を表示した看板を掲示するものとする。

2 営業時には、広場区域及び交流ゾーン区域に休憩施設として、パラソル、テーブル、椅子等(以下「パラソル等」という。)を設置し、閉店時には、事前にその存置を推進協議会が認めたものを除き、全て店舗内へ収納するものとする。

3 パラソル等の設置、収納作業は、出店者が行う。

4 パラソル等の管理責任は、出店者が負う。

## 第5章 保安・防災

(金銭及び物品管理)

第27条 店舗の金銭および物品の管理は出店者が行い、推進協議会はその責を負わない。

(非常時の連絡先)

第28条 出店者は、非常時に通知または連絡を受ける者の住所・氏名・電話番号等を、あらかじめ推進協議会に届け出るものとする。

(火元責任者の届出)

第29条 出店者は、店舗従業員の中から、火元責任者を指定し、事前に推進協議会に届け出て、店舗内の防火管理にあたるものとする。

(火災発生時等の措置)

第30条 出店者は、漏電、焼臭および出火を発見した場合は、初期消火に努め、顧客の避難誘導に万全を期さなければならない。また、火災等の状況を速やかに推進協議会に報告するものとする。

(安全管理)

第31条 店舗以外では火気を使用してはならない。ただし、作業その他やむを得ない事情により火気を使用しなければならない場合は、使用目的、使用火気の内容等を事前に推進協議会に届け出て了解を得るものとする。

## 第6章 施設・工事

(店舗内工事)

第32条 出店者は、店舗内の造作、設備の修繕および内装の模様替えならびに、これに類似する工事を行う場合は、事前に推進協議会に申し出て了解を得るものとする。

2 関係官庁へ届出等が必要な場合は、その手続きが完了してから施工しなければならない。

(工事保全)

第33条 出店者は、工事に当たって、善良なる施設管理者の注意をもって作業するとともに、次の事項を厳守するものとする。

(1) 工事施工期間中の店舗内の保安、防災等の管理は、出店者の責任において行う。

(2) 工事施工期間中に保安・防災・衛生上管理不全と推進協議会が認めた場合は、推進協議会の指示に従う。

(建物・付帯設備等の管理)

第34条 出店者は、常に店舗等の保全に留意し、損傷等を発見した場合は、速やかに推進協議会に報告するものとする。

(造作・諸設備等の監査)

第35条 推進協議会は、営業区画内に設置される店舗、設備について、防災上または維持管理上必要を認めるときは、調査および立入検査し、出店者に対して勧告を行うことができるものとする。

- 2 出店者は、前項により勧告、指示等を受けた場合は、その事項について速やかに改善を図り、その処置の結果を推進協議会に報告するものとする。

## 第 7 章 雑 則

(評価に関する協力)

第36条 出店者は、来店者数、売上高など、当事業を評価する上で必要なデータとして事前に推進協議会から提供の要請のあった項目については、月単位で整理し備えておくものとする。

(協議等)

第37条 この申し合せに定めていない事項およびこの申し合せの運用について疑義が生じたときは、出店者と推進協議会が協議の上決定するものとする。

- 2 この申し合せ事項に基づく協議、報告、申出、届出及び推進協議会の了解、勧告等は、書面によって行うこととする。

附 則

この申し合せは、令和〇年〇〇月〇〇日から施行する